

事 務 連 絡
令和4年7月25日

都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部） 御中

厚生労働省保険局国民健康保険課

未就学児の均等割保険料(税)の軽減措置に係る考え方について

医療保険制度の運営につきましては、平素より格別の御高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律（令和3年法律第66号）の施行に伴い、令和4年4月1日から未就学児の均等割保険料（税）の軽減措置が講じられたことを踏まえ、別添のとおり、「未就学児の均等割保険料（税）の軽減措置に係る考え方」を作成しましたのでお送りします。

内容について御了知いただくとともに、都道府県におかれましては、管内市町村（特別区を含む。）及び国民健康保険組合への周知等のほど、お願い申し上げます。

なお、別添内容の一部については、追って厚生労働省ホームページで掲載予定であることを申し添えます。

未就学児の均等割保険料(税)の軽減措置に係る考え方

問1 均等割保険料(税)の軽減措置の対象を未就学児までとした理由

(答)

- 今般の軽減措置の対象については、子育て世帯の負担軽減の観点から、多子世帯や低所得世帯による制限をかけず、広く子どもがいる世帯に対して一律に軽減を行うこととしています。
- その上で、子どもの対象年齢については、
 - ・ 未就学児における医療費の自己負担割合が2割とされていることなど他の制度も参考とし、
 - ・ 国と地方で必要となる財源規模等を考慮して、未就学児までを対象としています。

問2 均等割保険料(税)の軽減割合を5割とした理由

(答)

- 国民健康保険では、全ての世帯員が等しく保険給付を受ける権利があるため、均等割保険料として世帯の人数に応じた応分の保険料(税)のご負担をいただく必要があると考えています。
- その上で、軽減割合については、
 - ・ こうした均等割保険料を設けている趣旨から、所得の低い方にも一定割合の負担をいただいていること等も考慮して、その全額を免除することは適当ではないこと
 - ・ 国と地方で必要となる財源規模等を考慮して、均等割保険料(税)の半額を軽減することとしています。
- なお、現行制度において、所得の水準に応じて、均等割保険料を最大7割軽減する措置が講じられており、今回の子どもの保険料にかかる軽減措置は、この軽減後の保険料を半額にするため、所得の低い世帯の子どもについては、最大 8.5 割の軽減となります。

問3 今後、対象者や軽減割合を拡大する予定はあるのか。

(答)

- 国民健康保険では、全ての世帯員が等しく保険給付を受ける権利があるため、原則として、均等割保険料として世帯の人数に応じた応分の保険料(税)のご負担をいただく必要があると考えています。
- このため、まずはこの制度をしっかりと運用していき、更なる対象範囲の拡大等については、必要な財源の確保等様々な課題があると認識しており、地方団体の皆様と引き続き協議を行いながら検討していく必要があると考えています。

問4 保険料の算定に当たって、自治体が条例で独自に軽減の対象者を拡大したり、軽減額を拡充することはできるのか。

(答)

- 国民健康保険料(税)の賦課に関する事項は、政令で定める基準に従って条例で定めることとしており、「従うべき基準」とされています。

(※)国民健康保険法(昭和33年法律第192号)抄

(条例又は規約への委任)

第八十一条 第七十六条から前条までに規定するもののほか、賦課額、保険料率、納期、減額賦課その他保険料の賦課及び徴収等に関する事項は、政令で定める基準に従って条例又は規約で定める。

(※)地方税法(昭和25年法律第226号)抄

(国民健康保険税の減額)

第七百三条の五 (略)

2 市町村は、国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に六歳に達する日以後の最初の三月三十一日以前である被保険者がある場合には、政令で定める基準に従い当該市町村の条例で定めるところにより、当該納税義務者に対して課する被保険者均等割額を減額するものとする。

- このため、国民健康保険料(税)を賦課する際、国の基準を超えて、独自に保険料(税)の減額賦課について条例で定めることはできない仕組みとしています。

- なお、未就学児の均等割保険料の軽減制度については、全国一律の制度として公費を投入し、被保険者間の公平性を確保した上で、保険料の負担軽減を図る趣旨で実施しています。

問5 未就学児の均等割保険料を一律に減免するなど、特定の対象者に対し、画一的な基準で保険料の減免を行うことはできるのか。法令違反となることはないかと解してよいのか。

(答)

- 市町村は、災害や失業などで収入が減少した方々に、条例を定め、申請に基づき、保険料を減免することが可能となっています。

(※)国民健康保険法(昭和33年法律第192号)抄

(保険料の減免等)

第七十七条 市町村及び組合は、条例又は規約の定めるところにより、特別の理由がある者に対し、保険料を減免し、又はその徴収を猶予することができる。

- こうした保険料の減免の仕組みは、相互扶助により運営される制度の理念に鑑みると、**保険者が個々の事情を勘案して行うものであり、特定の対象者に、あらかじめ画一的な基準を設けて減免を行うことは、明確に法令違反とは言えないものの、適切ではないと考えています。**

(※)総務省「地方税質疑応答集」

減免は、個々の納税者の担税力いかんによって決定すべきものであり、条例においては、…納税者の総所得金額等の多寡等の画一的な減免基準を設ける

問6 保険料の負担緩和を図る目的や所得の多寡等の画一的な基準で保険料を独自に軽減する目的のために法定外繰入を行う場合に実施する「法定外繰入」は、解消・削減すべき赤字に該当するのか。

(答)

- 国民健康保険料(税)については、同じ医療費水準や所得水準の被保険者であれば、全国同じ基準で受益に応じた公平な保険料を設定することが望ましいと考えています。
- このため、国民健康保険料(税)に関する基準は、「従うべき基準」として、国の基準を超えて、独自に一律の保険料軽減を条例で定めることはできない仕組みとしているほか、減免の仕組みにおいても、特定の対象者に、あらかじめ画一的な基準を設けて減免を行うことは、適切ではないと考えています。
- 以上から、例えば、子育て世帯の保険料(税)を画一的な基準で軽減するための法定外繰入については、計画的に削減・解消すべき赤字として「決算補填等目的の一般会計繰入」と位置づけています。

(※)法定外繰入について

- ・ 国民健康保険は、一会計年度単位で行う短期保険であることに鑑み、原則として、必要な支出を保険料や公費で賄うことにより、国民健康保険の特別会計において収支が均衡していることが重要。
- ・ 法定外繰入については、本来であれば保険料や公費により賄う必要があるものを一般会計から補填するものであるから、原則「削減・解消すべき赤字」に該当する。